


京都市告示第 696 号

公印を次のとおり定めます。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

名 称	使用開始年月日	印 影	用 途
南部区画整理事務所 専用京都市長之印	平成28年4月1日	 21ミリメートル 平方	南部区画整理事務所 において所掌する事 務

(南部区画整理事務所)